

令和2年度食品の試験検査実績（最終）

1 根 拠

食品衛生法第6～11条（食品の規格及び基準等検査関係）、第28条（収去関係）
食品表示法第4条（食品表示基準関係）、第8条（収去関係）

2 目 的

県内で製造された食品及び県内を流通する食品等について、規格基準、表示基準等に基づき収去検査することにより、違反食品、不良食品の排除に努め、もって県民の食生活の安全を確保する。

3 試験検査計画・実績

検査項目	対象食品	検体数 累計	令和2年度 検査計画数	基準不適合数 累計
成分規格、添加物、微生物等 規格基準検査	国産一般食品	832	983	
	輸入一般食品	367	302	2
添加物表示検査	国産一般食品	425	533	2
	輸入一般食品	195	124	1
残留農薬	県内農産物	20	20	
動物用医薬品	輸入食肉、牛乳等	21	21	
遺伝子組換え食品	輸入トウモロコシ、 大豆、米加工品等	60	60	
放射性物質	県内産農畜水産物	60	72	2
	県内流通食品	147	145	
カビ毒	香辛料	5	5	
貝毒	浜名湖産貝類	8	10	
水銀	県内水揚げ魚介類	12	12	
アレルギー	一般食品	110	110	
腸管出血性大腸菌、 腸炎ビブリオ等	一般食品 (加熱せず喫食するもの)	1,072	975	
動物用医薬品、残留農薬等 (食肉衛生検査所検査分)	県内と畜食肉	192	161	
衛生規範※に基づく検査	県内加工食品	128	109	
合 計		3,654	3,642	4

※「弁当及びそうざいの衛生規範」及び「漬物の衛生規範」

参考) 検査に基づく基準不適合及び措置内容

(令和2年度)

No	食品名称	内容	処分等	検査 実施月
1	野生きのこ(御殿場市)	基準値を超える放射性セシウム 検出	出荷等自粛要請※	9
2	野生きのこ(小山町)			
3	輸入冷凍食品	規格基準を超える 細菌数を検出	輸入者の所在地を 管轄する自治体へ回付	1
4	輸入清涼飲料水	添加物(ソルビン酸)の 使用基準違反	輸入者の所在地を 管轄する自治体へ回付	1
5	輸入清涼飲料水	添加物(安息香酸)の 表示欠落	輸入者の所在地を 管轄する自治体へ回付	1
6	菓子	使用していない添加物(着色料) を表示	口頭指導し、改善確認	2
7	菓子	使用していない添加物(着色料) を表示	口頭指導し、改善確認	

※御殿場市及び小山町の野生きのこについては平成24年11月以降、富士市及び富士宮市の野生きのこについては平成25年10月以降、裾野市の野生きのこについては平成26年10月以降、出荷制限が継続されており、市場に流通することはありません。